

# 安城市地域水田農業ビジョン

安城市地域水田農業推進協議会

平成19年4月9日

# 安城市地域水田農業ビジョン

## 安城市水田農業の改革の基本的な方向

### 1 地域農業の特性

本市は、中部経済圏の中心名古屋市の30km圏内にあり、西三河平野のほぼ中央に位置し、新幹線、JR東海道本線、名鉄本線、国道1号が走り、交通網整備とあいまって、豊田、衣浦両工業地帯に近接する地理的条件を背景に、農業、工業、商業の調和のとれたまちになってきています。

農業では、県下有数の農業地帯として都市近郊農業が営まれており、その農業生産額は、平成17年で約101億円（農林統計）となっています。

作物別には、稲・麦・大豆を中心に果樹、花き、野菜、畜産も盛んで、特にナシ、イチジク、キュウリ等園芸作物については栽培面積、品質とも県下のトップレベルにあります。

### 農家・農業従事者の推移

項目		平成7年	平成12年	平成17年
総農家数		3,219	2,980	2,681
農家人口		16,524	15,094	8,941
販売農家戸数		2,616	2,411	1,819
販売農家で 自営農業に 主として従 事した者	15～19歳	70 (1.6%)	123 (2.9%)	68 (2.0%)
	20～29歳	138 (3.2%)	149 (3.5%)	102 (3.0%)
	30～39歳	377 (8.9%)	273 (6.4%)	186 (5.5%)
	40～49歳	470 (11.1%)	385 (9.0%)	242 (7.1%)
	50～59歳	711 (16.7%)	572 (13.4%)	452 (13.3%)
	60～69歳	1,451 (34.1%)	1,251 (29.3%)	968 (28.5%)
	70歳以上	1,037 (24.4%)	1,517 (35.5%)	1,379 (40.6%)
	総数 A	4,254 (100.0%)	4,270(100.0%)	3,397(100.0%)
うち65歳以上人数 B		1,857	2,209	1,920
高齢化率 B/A %		43.7%	51.7%	56.5%

1995, 2000, 2005 農林業センサス

総農家数は2,681戸で、内販売農家戸数は1,819戸となっています。販売農家のうち、主業農家は372戸(20.5%)である。反対に、準主業農家及び副業的農家は1,447戸あり全体の79.5%を占めています。

65 歳以上の農業従事者の占める割合(高齢化率)は、10 年間で 13% 増加し、平成 17 年時点で 56.5% となり、著しく高齢化が進んでいます。このまま推移すると近い将来には農地を耕作する人が不足することが懸念されます。

## 2 水田農業の現状

平成 17 年における本市の耕地面積は 3,930ha であり、早期より農地の基盤整備に取り組み、99%の農地が整備済みとなっています。現在は、農地の大規模区画化による再整備が進められています。耕地のうち水田面積は 3,280ha で、全体の 83%を占めています。このうち米の作付面積は 1,800ha です。

資料：東海農政局統計部

農地の利用については、昭和 5 6 年から集落ごとに順次結成された農用地利用改善組合を中心に農地の高度利用を地域ぐるみで考え進めてきています。さらに、農協による農地保有合理化事業によって効率的な土地利用が行われています。

農地の流動化の状況は、平成 17 年 1 月の時点で、1,371ha の農地について利用権が設定されており、設定率(流動化率)は 35.7%となっています。今後も農地の貸し手が多くなることが予想されます。

### 利用権設定状況の推移

( ) = 合理化法人経由

項 目	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
設定面積 ha ( )内 A	938 ( 914 )	995 ( 970 )	1,044(1,022)	1,275(1,252)	1,371(1,334)
設 定 率	23.9%	25.5%	26.8%	33.0%	35.7%
設定者数 B	115 人	115 人	115 人	111 人	111 人
A / B ha	7.9	8.4	8.9	11.3	12.0

農務課資料

## 3 作物振興及び水田利用の将来方向

米の生産調整規模の拡大が進む中で、農用地利用改善組合を中心に農地の高度利用を地域ぐるみで考え、生産性の高い水田農業を構築し、作付けの団地化と水稻・麦・大豆の組み合わせによるブロックローテーションを実施し、効率的な水田利用を進めてきました。さらに今後は、水利用を考慮し、栽培

管理を統一し、品質向上や生産コスト低減を進めるため、作物の品種毎にまとまった生産団地の形成をより一層進める必要があります。

売れる農産物生産へ取り組むため、消費者、実需者のニーズに応えた米・麦・大豆を中心とした農産物の高品質・ロットの確保に努め、敏速に対応できる産地体制の確立を図ります。また、減農薬・減化学肥料栽培等により環境保全型農業に取り組みます。

さらに、農業者は実需者に、実需者は農業者に売れる農産物を育てていくための提案を行い、より良い産地づくりを行うことが必要です。

#### (1) 水稲

売れる米づくりに向けて、「良質」「安全・安心」「低コスト」な米づくりを進めます。

##### ア 良質な米づくり

消費者や実需者の評価を踏まえ、基幹銘柄品種を「コシヒカリ」と「あいちのかおりSBL」とし、集荷率の向上とロットの確保を図ります。

栽培面では、施肥改善と基本技術の励行により品質改善に努めるとともに、集荷された米は自主検査や品質分析を行い、その結果を生産面にフィードバックして品質の高位平準化を進めます。

##### イ 安全・安心な米づくり

計画的な種子更新と栽培ごよみに基づく統一した栽培管理と生産履歴の記帳を行うとともに、トレーサビリティシステムの確立を図ります。

##### ウ 低コストな米づくり

米の消費量の減退が続く中、価格競争力を強化し、経営を確立していくためには、コストの低減が必要です。

このため、農地の利用集積による規模拡大を図るとともに、品種の集約化に対応して機械及び施設の効率的利用を進めます。

#### (2) 麦

麦は、生産調整において、大規模化に適し、他作物に比べて有利な助成金で奨励されたこともあり、作付けの主体となっていますが、気象要因等によって、安定生産や品質向上が阻まれるということがあり、実需者の求める品質を満たすことが容易でないことから、需給のミスマッチ等の問題が生じています。

しかし、担い手の労働力や機械装備、自給率の向上といった観点から、現時点で麦に代わる有望な作物がないことから、引き続き積極的な生産振興を図ります。

#### ア 安定生産と低コスト化

栽培作業は、適地・適作に行うことを基本とし、品質向上のための技術を励行するとともに、計画的な種子更新と栽培ごよみに基づく統一した栽培管理と生産履歴の記帳を行うことにより品質の向上を目指します。

低コスト化を図るため、機械の効率的利用、カントリーエレベーターを拠点とするバラ流通を推進します。

#### イ 安全安心な麦生産

生産者による生産工程管理、生産履歴の記帳を徹底し、消費者への安全・安心への関心の高まりに対応します。

### (3) 大豆

大豆は、農地の高度利用を図る中で、麦＋大豆作体系の下で作付けを進めてきています。麦と同様引き続き積極的な生産振興を図ります。

#### ア 高品質大豆の安定生産

栽培作業は、適地・適作に行うことを基本とし、品質向上のための技術を励行するとともに、計画的な種子更新と栽培ごよみに基づく統一した栽培管理と生産履歴の記帳を行うことにより品質の向上を目指します。

#### イ 安全安心な大豆生産

生産者による生産工程管理、生産履歴の記帳を徹底し、消費者への安全・安心への関心の高まりに対応します。

### (4) 飼料作物

飼料作物は、畜産農家の規模拡大、労働力不足や輸入飼料が安価で利便性も高いことから、年々その作付面積を減らしていますが、家畜の堆肥を含めた資源循環型営農システムを確立することや麦・大豆の生産が困難な水田を有効利用するためにも、稲ホールクroppサイレージの取り組みと飼料生産組織の育成を図る必要があります。

### (5) その他（野菜、果樹、花き等）

米の生産調整を行ううえで、高品質な麦・大豆の生産が困難な水田を有効に活用するためにも、また、担い手の経営を補完するためにも、水田における野菜、果樹、花き等の生産は重要です。

農協等が中心となって振興する作物を選定するとともに、産地の維持・発展を図ります。

## 4 担い手の明確化と育成の将来方向

意欲と能力のある農業者として「農業経営基盤強化促進法」に位置づけられ

た認定農業者のいる農家は、販売農家の8.7%を占め、農地利用も1,371haと全体の35.7%を集積し、本市農業の担い手となっています。

従来から取り組んでいる集落農場構想の中で、基幹的作業を認定農業者に集中する一方で、女性や高齢者には果樹栽培等による生きがい農業を行う道を開くことにより、役割分担を明確化してきました。しかしながら、農業従事者は年々減少傾向にあるため、効率かつ安定的な農業経営を行う担い手が一層の農地利用の集積を進め、市域の農地の多くを耕作する体制づくりを進め、併せて、兼業農家を始め高齢者、女性など多様な農業者が、担い手と補完し合いながら、これからも農業に従事していくことのできるシステムづくりが必要となっています。

## 具体的な目標

### 1 作物作付け及びその生産の目標

消費者・実需者のニーズを起点とした、米を中心とする販売戦略の確実な実行と販売戦略に基づく農業者の積極的な「売れる農産物」生産への取組みを前提に、下記を生産目標とします。

目標を達成するには、販売を行う農業者団体等が消費者需要を的確に把握し農業者へ伝達し、農業者がその需要に基づいた農産物を生産・出荷することが必要であり、双方の努力と連携が重要です。

#### ・生産面積と販売数量目標

作物名	品 種 名	平成17年度		平成19年度(目標)		平成21年度(目標)	
		面積	販売量	面積	販売量	面積	販売量
水 稲	コシヒカリ	996.7	3,072.7	1,110.0	3,510.0	1,110.0	3,510.0
	あいちのかおりSBL	539.4	1,927.2	660.0	2,220.0	660.0	2,220.0
	あさひの夢	26.9	119.9	90.0	350.0	90.0	350.0
	その他	85.2	213.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	1,648.2	5,333.1	1,850.0	6,080.0	1,850.0	6,080.0
麦	農林61号	1,148.7	4,238.7	687.5	2,890.0	687.5	2,890.0
	イワイノダイチ	144.1	682.9	562.5	2,530.0	562.5	2,530.0
	計	1,292.8	4,921.6	1,250.0	5,420.0	1,250.0	5,420.0
大豆	フクユタカ	1,170.0	825.2	1,000.0	1,800.0	1,000.0	1,800.0
	計	1,170.0	825.2	1,000.0	1,800.0	1,000.0	1,800.0

飼料作物	2.9	2.8	2.9	2.8	2.9	2.8
れんげ	30.0		30.0		30.0	

## 2 農産物の販売戦略とその取り組み

米政策の改革を契機に、「栽培履歴の明確化」「栽培基準の平準化」といった取り組みを行い、安全・安心な農産物づくりへの取り組みを進める必要があります。さらに、消費者・実需者の要望を満たす「売れる農産物生産」に取り組むことにより、販売を拡大させていきます。

### (1) 米の販売戦略

米の消費量は減少傾向にあり、販売環境は、厳しい状況となっています。

販売する米は、主にカントリーエレベータやライスセンターといった共同乾燥調整施設を活用し、品質の均質化を図ったうえで、「安全なお米」、「おいしいお米」等を消費者のニーズに合わせた販売を進めます。

生産する米は、

- a) 生産履歴の記帳と内容確認がされたもの
- b) 農産物検査を受検したもの
- c) 銘柄が確認できた種子から生産・収穫されたもの

とし、品質評価基準として、玄米タンパク含有量、整粒歩合及び玄米千粒重を加味し、品質の向上を図ります。

業務用販売主体は変わりませんが、環境保全型の栽培を実施し、個人消費者や団体との契約栽培にも取り組みます。

### (2) 転作作物の販売戦略

土地利用型作物

品質の安定した大口ロットやバラ出荷体制が求められています。

#### a 小麦

主に麺用として栽培しています。

実需者（製粉会社）が近隣にあるので、流通の便利さや長期保存用サイロを武器にして販売します。また、実需側からは、白度を中心に品質の向上が求められています。

品質目標は、生産物検査規格1等、容積重は833g/リットル以上、たんぱく質含有率は9.5%以上とします。

b 大豆

契約栽培による安定で有利販売できるように県内業者への販売を重点的に進めます。優良な加工業者が存在しますので、業者と連携して加工品である味噌や豆腐を販売し、地産地消も図ります。

品質目標は、生産物検査規格 1、2 等とします。

c 飼料作物

耕畜連携による循環型農業を目指す必要があります。そのためには、畜産農家の需要を十分に把握して必要な飼料を提供します。

園芸作物

高収益品目として、積極的に販売を行います。

果樹、野菜の一層の品質向上と新品目の導入を行い、大都市消費圏への供給から地元直売所まで幅広い販売を行います。安全・安心で鮮度の高い園芸品目が生産できる産地であることを市場・消費者に向け情報発信を行い有利販売につなげます。

3 担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

担い手の要件は次に掲げるいずれかを満たすものとします。

ア 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に規定する認定農業者又は安城市農業基盤強化促進事業認定農業者の認定に関する要綱により認められた者で農用地利用改善組合長から担い手として推薦された者

イ 将来において経営を 1 つとする予定の営農集団で農用地利用改善組合長から担い手として推薦された者

水田農業における担い手の問題点としては、WTO などの貿易自由化あるいは関税引き下げの圧力、米の消費減退に伴う米価の下落による経営の圧迫と、高齢化、後継者不足の問題もあります。このため、より効率的で高所得の農業生産システムを構築する必要があります。

効率的な農業生産を行うには、農地を集積し、機械の過剰投資を抑え、労働を集約することにより、生産コストを低減する必要があります。

また、米・麦・大豆の生産にあたり品質の向上と安定生産が求められていますが、その価格の下落により、将来の水田農業経営の見通しが立たなくなってきました。このことから、将来を見据えた安城市の水田農業の継続的な発展には、技術と体力を備えた集落の担い手を育成する必要があります。さらには水田農業の今後の方針として、個人の担い手から組織としての担い



手へと育成する必要があります。

土地利用集積のためには、農地の出し手と受け手の農地情報を地図化し、貸借の最適化・効率化を図りながら、平成 21 年度には 40% の利用権設定率を目標とします。さらに、転作の全作業あるいは主要作業の受委託を含めた担い手への土地利用集積率を 90% とします。

### 地域水田農業ビジョン実現のための手段

#### 1 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の活用方法

水田農業構造改革交付金の使途については、次のとおりとされています。

米の生産調整の推進

水田を活用した作物の産地づくりの推進

水田農業構造改革の推進（担い手の育成）

のいずれかにあてはまること。

また、農業者個人及び農業生産法人等に交付する場合は、当該農業者は生産調整実施者であり、かつ集荷円滑化対策にかかる拠出を行っていることが必要です。

安城市地域水田農業推進協議会における水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の使途及び助成水準は次のとおりとします。

#### ア 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業

（単位：円 / 10a）

助成区分	助成水準		
	耕作権者	担い手	
		基本	新規加算
麦(収穫後水稲作付を除く)または大豆(1年1作)	35,000	15,000	13,000
麦・大豆(1年2作)	40,000以内	20,000以内	
麦(収穫後水稲作付)	20,000	15,000	
飼料作物	35,000		
れんげ(地力増進作物)	27,000		
その他一般作物(花き・小豆等) 野菜、果樹、景観形成	5,000		
利用権移転による集積	5,000		

注1 集落で設定した団地計画において1 ha以上の連担団地を構成していること。

なお、利用権移転による集積を除く。

注2 麦(収穫後水稲作付)は、米の生産数量目標以内で団地(ブロックローテーション)計画等により麦を収穫した後に主食用水稲を作付けたものに対して交付対象とする。

注3 利用供給計画が作成されていない飼料作物については、その他一般作物の助成水準と同額を交付する。

注4 新規加算は、麦または大豆を作付けされた水田のうち、平成16年度から平成18年度までの期間に一度も作業受委託を行っていない水田において新規に作業受委託を行った場合に当該収穫年度1回のみ交付する。

## イ 稲作構造改革促進事業

(単位：円 / 10 a)

助成区分	助成水準
	耕作権者
米価下落等の補てん	2,400 以内

注5 助成上限額は(基準収入 - 当年産収入) × 0.9)とする。ただし、この額が2,400円を上回る場合は、2,400円とする。

注6 助成対象者は、品目横断的経営安定対策未加入者

## 2 その他の事業の活用

### (1) 区分仕分け円滑対策

生産調整を地域配分にて実施する上で、平等性を保つため互いに助け合うシステムは有効であると考えられますので、今後とも区分仕分け円滑対策に取り組みます。

豊作時における米の区分出荷を推進するため、主食用水稲(酒造用米や採種用水稲を含む)作付に対して資金を拠出し、区分出荷した米穀に対して通常の売渡し価格との差額を補填するものとします。

### (2) 集落推進費

生産調整を各集落にて推進する上で、主食用水稲作付け(酒造用米や採種用水稲を含む)実施面積に対して資金を拠出し、各農用地利用改善組合において農業者の調整を行う事務費とします。

## 担い手の明確化

担い手は、別紙のとおりとします。

《リストは省略》

## ビジョンの見直し方針

この地域水田農業ビジョンは、数値目標、担い手リスト、水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)の使途、算定水準について毎年点検し、必要であれば、安城市地域水田農業推進協議会に諮り、見直し、変更を行うものとします。

## ビジョンの範囲

安城市地域水田農業ビジョンの対象範囲は、安城市とします。